

新型コロナウイルス感染症対応について（第7報） 町民の皆様へのお願い

5月31日までの間、引き続きご協力をお願いします。

- ・不要不急な外出を自粛してください。
- ・不要不急の他の県をまたいでの移動を避けてください。
- ・宿泊施設、飲食店及び小売店の事業者の皆様は営業を自粛してください。
- ・国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」を实践されますように。

※東京都などへの緊急事態宣言が解除された場合は、状況を見て5月31日までの期限を待たず、このたびの自粛のお願いの期限を短縮します。

政府は5月14日、新潟県を含む39県に対して新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を解除しました。皆様のご協力もあり、湯沢町では感染者の発生は今のところ確認されておられません。

しかしながら、東京都を含む8都道府県では、引き続き宣言の対象となっており、予断を許さない状況は続いています。また、湯沢町を含む南魚沼地域には限られた医療機関しかなく、万一、町内で集団感染が発生した場合、十分な対応が困難になる恐れがあります。

こうしたことから、町民の皆様の命と健康を守ること、子どもたちの安心・安全を何よりも第一に考え、感染者の発生リスクを最小限に抑える取り組みの継続が必要不可欠と判断し、湯沢町における自粛のお願いの継続を決断いたしました。

この方策に実効性を持たせるため、当町の年間の延べ宿泊者数の約8割は首都圏からであることを踏まえ、東京都への緊急事態宣言の期限である5月31日まで、宿泊施設、飲食店及び小売店に対し、これまでどおり営業自粛をお願いするとともに、県外からの観光等での来訪予定者には、「湯沢町への来町をご遠慮下さい」とのメッセージを発信し、ご協力をお願いしております。

町民の皆様には、引き続き、3密を避け、自らが「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持ち、不要不急な外出を控えるとともに、不要不急の他の県をまたいでの移動を避けていただきますようお願いします。あわせて、国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」を实践され、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、感染予防に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、東京都などへの緊急事態宣言が解除された場合は、状況を見て5月31日までの期限を待たずに、湯沢町における自粛のお願いの期限を短縮する考えであります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月15日

（湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長） 湯沢町長

田村正幸

役場に来庁される皆様へのお願い

湯沢町役場では、庁舎内における新型コロナウイルスの感染症拡大防止を図るため、当分の間、次のとおり対策を講じることとしておりますので、来庁される皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 発熱、せき・けん怠感など体調が悪い方は、立ち入りをご遠慮くださるようお願いします。（電話でご相談ください。湯沢町役場 ☎ 025－784－3451）
2. 来庁される際には、できる限りマスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力をお願いします。
3. 入口に消毒液をご用意しておりますので、手指の消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町の主な対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のとおり、施設の利用を休止します。ご理解とご協力をお願いします。

■主な公共施設の休止について

施設名	休止期間
健康増進施設（プール、浴場）	5月31日㊤まで
湯沢カルチャーセンター	5月31日㊤まで
湯沢中央公園	5月31日㊤まで
湯沢町公民館	※5月31日㊤まで ※5月18日からは、平日に限り図書の貸出・返却のみ実施。
共同浴場 「駒子の湯」「山の湯」「岩の湯」 「街道の湯」「宿場の湯」	※5月31日㊤まで ※平日は会員のみ（条件付き）入浴可。土日は完全休止。

東京を含む特定警戒都道府県からやむを得ず、来訪された方へ

- ・自宅等での **2週間の健康観察**をお願いします。
- ・ご家族が感染しないよう、**食器やタオルの共用を控える**ようお願いします。
- ・ドアノブなど、手で触れる箇所は、**こまめに消毒**するようお願いします。
- ・**不要不急の外出、夜間の外出**をお控えくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動やインターネット・SNS上における誹謗中傷等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ２m（最低１m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「３密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ １人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

■新型コロナウイルス感染症に関連する相談窓口

南魚沼保健所（帰国者・接触者相談センター）

- 感染症に関すること
（感染が疑われる方の相談窓口）

※下記「保健所への相談の目安」をご確認のうえ、ご相談ください。

- ・平日（８時３０分～１７時１５分）
☎ 025－772－8142
- ・土曜・日曜・祝日（９時～１７時）
☎ 025－772－8142
- ・夜間（上記時間外）※緊急の場合のみ
☎ 025－772－2600

新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター

- 感染症状のない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談窓口

- ・平日（８時３０分～１７時）
☎ 025－282－1754

湯沢町役場：平日（８時３０分～１７時１５分）

- 事業者の支援等に関すること
：☎ 025－784－4850（観光商工課）

- 町税（納税相談）に関すること
：☎ 025－784－3452（税務課）

- 高齢者および生活困窮者の生活不安に関すること
：☎ 025－784－4560（福祉介護課）

- 健康不安に関すること
（感染症に関しては、左記南魚沼保健所等へご相談ください。）
：☎ 025－784－3149（保健センター）

- どこに相談したらよいか迷った方の問い合わせ先
：☎ 025－784－3451（総務管理課）

■保健所への相談の目安

【南魚沼保健所（帰国者・接触者相談センター）にご相談いただく目安】（５月８日改訂）

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

(1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

(2) 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が４日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

（妊婦の方へ）

・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。

（お子さまをお持ちの方へ）

・小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。